**事業譲渡契約書**

○○○○株式会社（以下「甲」という）と○○○○株式会社（以下「乙」という）は、事業の譲渡につき、次のとおり契約を締結する。

（目的および譲渡日）

第１条　甲は、令和○年○○月○○日（以下「譲渡日」という）をもって、甲の○○○○○○に関する事業（以下「本事業」という）を乙に譲渡する。ただし、手続等の事由により譲渡日を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、譲渡日を変更することができる。

（譲渡財産）

1. 第１条により譲渡すべき財産（以下「譲渡財産」という）は、譲渡を行う日の

　時点における甲の本事業に関する財産の一切とし、詳細は甲乙協議の上、決定する。

（譲渡価額および支払方法）

　第３条　甲が乙に譲渡する本事業の対価は、譲渡財産の譲渡日現在における簿価を基準とし、譲渡価額および支払方法については甲乙協議の上、決定する。

（引渡時期）

第４条　譲渡財産の引渡時期は譲渡日とする。ただし、手続等の事由により譲渡日を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、引渡時期を変更することができる。

（譲渡手続等）

　第５条　譲渡財産の移転に関する登記ならびに通知等の手続については、譲渡日以降、甲乙協力の上、これを行う。なお手続に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（善管注意義務）

　第６条　甲は、本契約締結後、引渡完了にいたるまで、善良なる管理者の注意をもって譲渡される財産の管理ならびに運営を行うものとする。

（租税公課等の負担）

　第７条　譲渡財産にかかる租税公課、保険料等については、譲渡日の前日までの分は甲が負担し、譲渡日以降は乙が負担するものとする。なお金額は日割計算により算定する。

（株主総会の承認）

　第８条　甲および乙はそれぞれ、自社の株主総会を令和○年○○月○○日までに開催し、本契約の締結およびその履行につき、出席者の承認を得るものとする。

（譲渡の条件）

　第９条　本事業の譲渡は、以下の各条件が満たされることを条件とする。

　・甲および乙が、それぞれ前条に基づく株主総会の承認を得ること。

　　　　・「私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律」に基づく所定の届出が行われ、かつ、同法所定の期間が経過すること。

　　　　・法令上関係官庁の承認が必要な場合に、その承認が得られること。

（事情変更）

　第10条　本契約締結後、引渡完了に至るまでの間において、天変地異、その他不可抗力により、譲渡財産に重大な変動が生じた場合、甲乙協議の上、本事業譲渡の有無、ならびに条件等の変更を行うことができる。

（協議条項）

　第11条　本契約に定めのない事項ならびに本事業の譲渡に関して必要な事項が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（管轄裁判所）

　第12条　この契約に基づく紛争については、○○地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各自１通を保有する。

以上

令和○年○○月○○日

1. 住所

○○○○株式会社

代表取締役 ○○　○○ 印

1. 住所

○○○○株式会社

代表取締役 ○○　○○ 印